

令和4年度補正予算（第2号）の概要



令和4年11月

大臣官房 環境バイオマス政策課

みどりの食料システム戦略
HP・説明動画はこちら↓

戦略HP



動画トップ



目次

〈みどりの食料システム戦略緊急対策事業〉	1
1. みどりの食料システム戦略緊急対策交付金	
有機農業産地づくり推進緊急対策事業	2
有機転換推進事業	3
グリーンな栽培体系への転換サポート	4
SDGs 対応型施設園芸確立	5
バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策	6
2. みどりの食料システム戦略環境構築推進事業	
有機農業推進総合対策緊急事業	7
穀物グリーン化転換推進事業	8
生分解性マルチ導入促進事業	9
〈参考資料〉	
食料品等の物価高騰対応のための緊急パッケージ （食料安定供給・農林水産業基盤強化本部11月8日決定）	10
令和4年度農林水産関係第2次補正予算の概要	11
〈みどりの食料システム戦略及びみどりの食料システム法の概要〉	
みどりの食料システム戦略（概略）	12
みどりの食料システム戦略（具体的な取組）	13
みどりの食料システム法のポイント	14
みどり投資促進税制	15
「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況	16

みどりの食料システム戦略緊急対策事業

【令和4年度補正予算額 3,000 百万円】

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略及びみどりの食料システム法に基づき、資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産、流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区を創出するとともに、有機農産物の販路拡大・新規需要開拓等を促進します。

<政策目標>

みどりの食料システム戦略に掲げたKPI（重要業績評価指標）の達成 [令和12年度及び32年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. みどりの食料システム戦略緊急対策交付金

2,840 百万円

地域の特色ある農林水産業・資源を活かした持続的な食料システムの構築を支援し、モデル地区を創出します。

①グリーンな栽培体系への転換サポート

土壌診断等による化学肥料の低減・スマート農業技術の活用等の産地に適した技術の検証等を通じたグリーンな栽培体系への転換、消費者理解の醸成等を支援します。

②有機農業産地づくり推進緊急対策事業

有機農業の団地化や給食での利用等の取組や、都道府県の推進体制構築を支援します。

③有機転換推進事業

新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機農業の生産を開始するために必要な経費を支援します。

④SDGs対応型施設園芸確立

環境負荷低減と収益性の向上を両立した施設園芸のモデル産地育成を支援します。

⑤バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策

エネルギー地産地消に向けたバイオマスプラント等の導入やバイオ液肥の利用拡大、みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う良質な堆肥生産施設の整備等を支援します。

2. みどりの食料システム戦略環境構築推進事業

160 百万円

①有機農業推進総合対策緊急事業

有機農産物の販路拡大・新規需要開拓や協議会を設置して行う試行的取組を支援します。

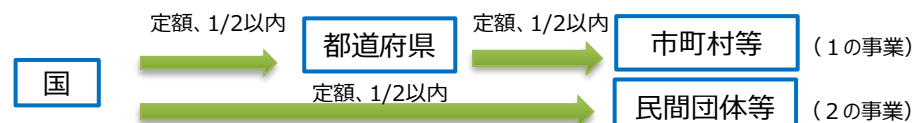
②穀物グリーン化転換推進事業

穀物の生産から集出荷段階に至るグリーン化技術の確立に向けた取組を支援します。

③生分解性マルチ導入促進事業

海外依存原材料の国産化検討や国内生産マルチの低コスト化に向けた検証等を支援します。

<事業の流れ>



※みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定や計画認定者等を事業採択時に優遇します。
 ※優遇措置の内容は各メニューにより異なります。

【お問い合わせ先】 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-7186) 1



【みどりの食料システム戦略環境構築推進事業】
 ・有機農産物の販路拡大、新規需要開拓
 ・穀物生産のグリーン化に向けた技術体系の確立
 ・生分解性マルチの導入促進

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち 有機農業産地づくり推進緊急対策事業

【令和4年度補正予算額 3,000百万円の内数】

<対策のポイント>

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組の試行や体制づくりとともに、都道府県の推進体制の構築を支援します。

<事業の内容>

1. 有機農業実施計画の策定

有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ取組を推進するため、

①構想聴取 ②試行的な取組の実施 ③実施計画の取りまとめ等を支援します。

2. 推進体制の構築

有機農業実施計画に基づく取組の継続的な実施に向け、

①推進体制が整うまでの暫定段階の取組

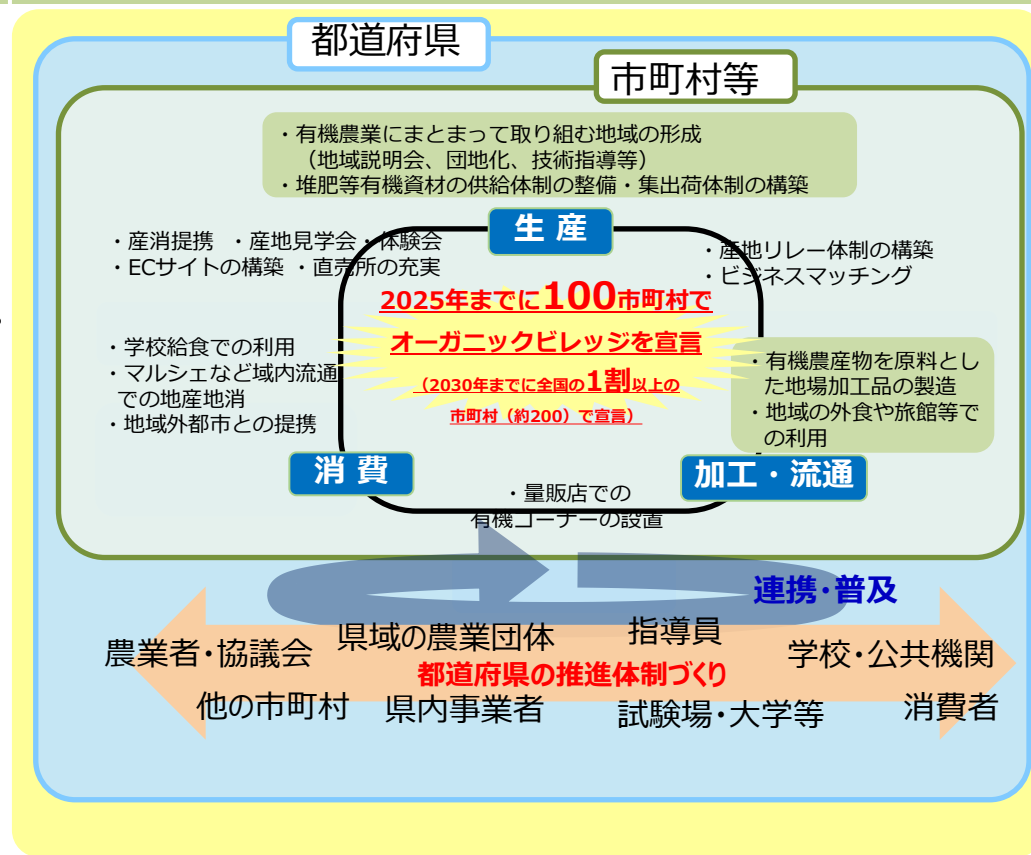
②農業者、事業者、地域内外の住民等の関与する推進体制づくり等を支援します。

3. 展開・普及の促進

都道府県の推進体制を構築するため、都道府県全体を対象とした有機農業の勉強会や検討会の開催等の取組を支援します。

※みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や市町村が設置する協議会の構成員（農業者、民間団体等）が環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合等に評価のポイントを加算します。

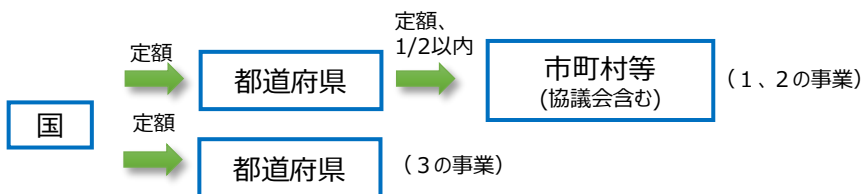
<事業イメージ>



オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-2114) 2

<事業の流れ>



<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、新たに有機農業を開始する農業者に対して支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 有機農業への転換推進

新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援します。

- ① 対象者 : ア 有機農業に取り組む新規就農者
イ 慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者
(将来的に国際水準の有機農業に取り組む農業者に限る)
- ② 対象農地 : 慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地
- ③ 単価 : 2万円/10a以内
(本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。)

2. 推進事務

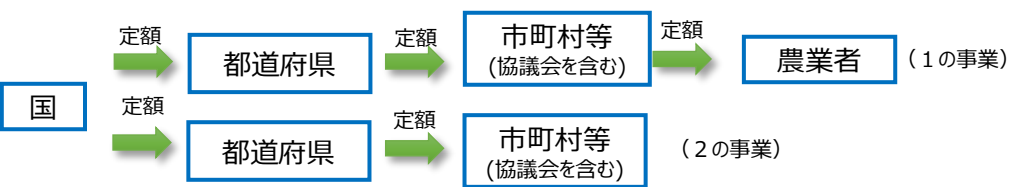
都道府県、市町村等による有機転換推進事業の推進を支援します。

※みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や事業実施主体の構成員(協議会の農業者、民間団体等)が環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合等に評価のポイントを加算します。



慣行から有機農業への転換

<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、それぞれの産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「**グリーンな栽培体系**」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

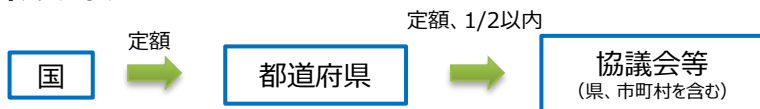
＜事業の内容＞

化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業面積の拡大、農業における温室効果ガスの排出量削減を推進するため、地域の関係者が参画する協議会を組織し、**グリーンな栽培体系への転換に向けた以下の取組の検証を支援**します。

- ① 土壌診断に基づく施肥設計や有機質肥料の活用やドローンによる肥料のスポット散布、化学農薬のみに依存しない総合防除、生分解性マルチの利用、プラスチックによる環境影響の低減など、**環境にやさしい栽培技術**及び**省力化に資する先端技術等**について、産地に適した技術の**検証**をします。
- ② ①と併せて行う、環境負荷軽減に資する**スマート農業機械等**の導入をします。
- ③ ①と併せて行う、消費者向けの情報発信、産地での農業体験など、環境に配慮し生産した農産物に対する消費者の理解の促進をします。
- ④ グリーンな栽培体系の実践に向けた**栽培マニュアルの検討**や、産地内への普及に向けた5年後の**産地戦略（ロードマップ）の策定**をします。
- ⑤ 産地で策定した栽培マニュアルや産地戦略について、**他産地**や農業協同組合などの**関係者に広く情報発信**します。（パンフレット・動画の作成、セミナーの開催等）

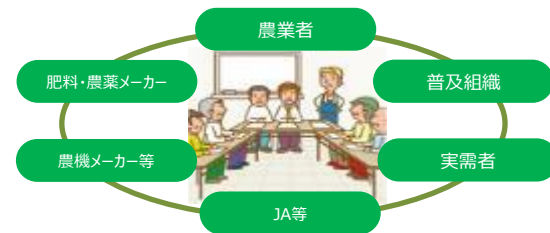
※みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や事業実施主体の構成員（協議会の農業者、民間団体等）が環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合等に評価のポイントを加算します。

＜事業の流れ＞

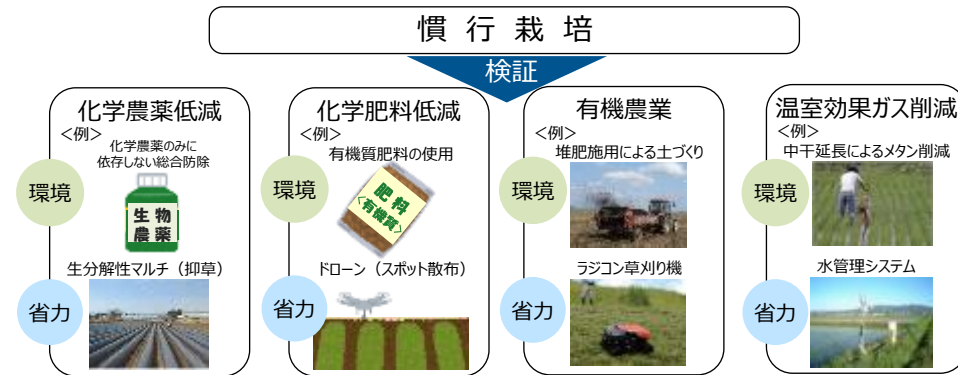


＜事業イメージ＞

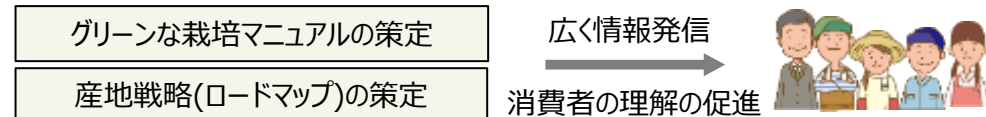
- 産地内の農業者や実需者等の関係者が参画する協議会を組織



- 産地に適した「環境にやさしい栽培技術」、「省力化に資する先端技術」等の検証



- 成果の普及



<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、環境負荷低減の技術を活用した持続可能な施設園芸への転換を促進するため、**SDGsに対応し、環境負荷低減と収益性向上を両立したモデル産地を育成する取組**を支援します。

<事業の内容>

1. SDGs対応型産地づくりに向けた検討会の開催

実証機器の選定および検討会の開催を支援します。

2. SDGs対応型産地づくりに向けた実証・普及の取組

- ① 化石燃料使用量削減等に資する**新技術による栽培実証**
- ② **省エネ機器設備・資材・自家消費発電システムの導入実証**
- ③ **環境影響評価の実施**
- ④ 知見や技術等を広く普及するための**マニュアル作成や情報発信**に対して支援します。

※みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や事業実施主体の構成員（協議会の農業者、民間団体等）が環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合等に評価のポイントを加算します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. SDGs対応型産地づくりに向けた検討会の開催



協議会を設立
モデル産地育成のために連携し、省エネ技術やカーボンクレジットの活用を検討

2. SDGs対応型産地づくりに向けた実証・普及の取組

モデル産地の育成

① 新技術実証



工場等の廃熱利用技術（蓄熱コンテナ）、
廃油ボイラーの活用等

② 省エネ機器設備等の導入実証



木質バイオマスボイラー、ヒートポンプ、太陽光パネル等

③ 環境影響評価の実施



化石燃料使用量削減等の環境負荷低減の効果

④ マニュアル作成・情報発信



実証等により得られた知見や技術を広く普及啓発させるためのマニュアル等を作成・公表

環境負荷低減の技術を活用した、持続可能な施設園芸への転換を促進

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域のバイオマスを活用したエネルギーの地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の施設整備を支援するとともに、バイオ液肥の地域内利用を進めるため、バイオ液肥散布車の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組を支援します。

また、みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者に対して、良質な堆肥等の生産・肥料配合や広域流通に必要となる施設整備等の取組を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. バイオマスの地産地消

① 地産地消型バイオマスプラントの導入（施設整備）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査・設計及び施設整備を支援します。

《支援対象施設》

原料受入設備、前処理施設、混合調整槽、発酵槽、ガス化炉、ガスホルダー、発電機、貯留槽、熱利用施設、蓄電・精製ガス装置 等

② バイオ液肥散布車の導入（機械導入）

メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車の導入を支援します。

③ バイオ液肥の利用促進

ア 散布機材や実証ほ場を用意し、メタン発酵バイオ液肥を実際にほ場に散布します（散布実証）。

イ 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、肥料効果を検証します（肥効分析）。



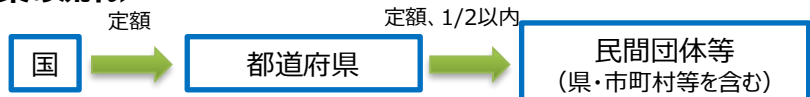
2. 環境負荷の低減に寄与する資材の生産基盤強化対策

みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者に対して、良質な堆肥等の生産・肥料配合や広域流通に必要となる機械・設備の整備等や調査・分析・改良等の取組を支援します。（※みどり投資促進税制との併用が可能）

※みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や事業実施主体（民間団体等）が環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合等に評価のポイントを加算します。



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 大臣官房環境バイオマス政策課 (03-6738-6479)
 (2の事業) 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-7186)

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略に基づき、有機農産物の販路拡大・新規需要開拓を促進します。

＜事業目標＞

有機農業の耕地面積6.3万ha [令和12年度まで]

＜事業の内容＞

1. 有機農産物の取扱促進事業

有機農産物の試行的な取扱いを支援し、有機農産物の販路拡大と新規需要開拓を促進します。

① 有機農産物の販路拡大推進

有機農産物の新規取扱いに伴う掛かり増し経費や、協議会により新たな市場（公的機関の給食、食堂等を含む）への有機農産物の試験的な導入を行う取組を支援します。

② 推進活動費

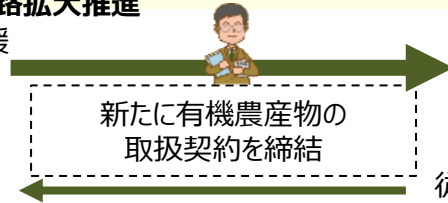
有機農業の環境保全効果の消費者への訴求、及び、有機農業に取り組む生産者と新たに有機農産物の取扱いを希望する事業者とのマッチングを推進します。

※ 事業実施主体が環境負荷低減事業活動実施計画または基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合等に評価のポイントを加算します。

＜事業イメージ＞

① 有機農産物の販路拡大推進

・新規取扱い支援



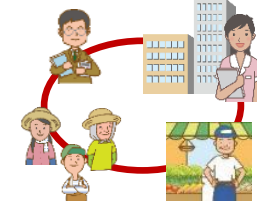
従来品の取扱い経費分

従来品比の掛かり増し経費分を補助（上限付）

・新規取扱い支援（協議会による新たな市場への有機農産物の試験的な導入）

新たな市場（公的機関の給食、食堂等を含む）への試験的な導入のため、実需者やコーディネーター等の関係者で構成される協議会による

- ・検討会の開催
- ・需要調査
- ・有機農産物の試行的導入の掛かり増し経費



関係者による協議会
で新たな市場を開拓

経費の補助（上限付）

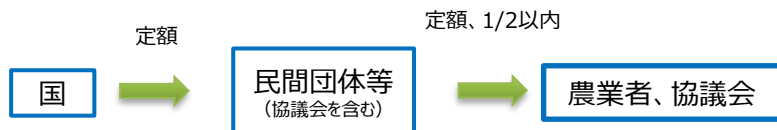
② 活動推進

有機農業の環境保全効果の消費者への訴求

（消費者セミナーの開催、広報素材の作成・提供・周知等）

新たに有機農産物の取扱いを希望する事業者とのマッチングを推進（事業者向けの商談会の開催）

＜事業の流れ＞



・環境保全効果を有する有機農業で生産された農産物の需要を喚起
・事業者にも有機農産物の取扱いを促し、有機農産物の多様な販路を新たに確保

<対策のポイント>

燃油や肥料原料等の生産資材価格の高騰が続く中、食料の安定供給に向けて持続的な穀物生産を図るためには、化学農薬や化石燃料に頼らない生産への転換が必要です。生産段階から集出荷段階に至る、栽培管理技術および乾燥調整や品質管理に係るグリーン化技術の確立をパッケージで支援します。

<政策目標>

- 化学農薬使用量（リスク換算）を50%低減 [令和32年度まで]
- 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現 [令和32年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 籾殻利用循環型生産技術体系実証事業

温室効果ガス削減のため、籾殻燃焼灰等を土づくりに使用した栽培管理と、化石燃料に代えて籾殻を熱源とする籾殻燃焼システムをセットとした循環型生産技術体系の実証を支援します。

2. カメムシ斑点米発生抑制等生産体系実証事業

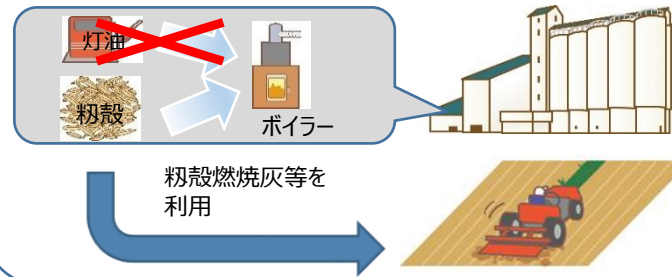
化学農薬の削減に向け、斑点米の被害を最小限に抑えるため、カメムシの発生を極力抑制するための水田内外の効果的な除草等の生産技術を確立するとともに、収穫後の選別工程における斑点米の確実な除去等の精度向上を図るための生産技術体系の実証を支援します。

※ みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や事業実施主体の構成員（協議会の農業者、民間団体等）が環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合等に評価のポイントを加算します。

<事業の流れ>

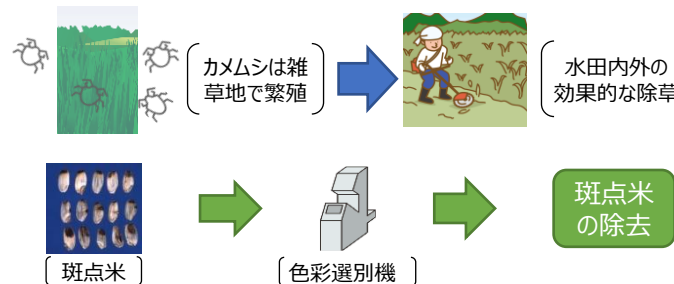


穀物乾燥施設での化石燃料の削減



地域で発生する籾殻を穀物乾燥の熱源に利用した乾燥工程の省エネ化に資する技術体系を確立
更に燃焼により発生した籾殻燃焼灰等の土づくりへの有効利用した循環型生産体系を確立

化学農薬の削減



無防除に伴うカメムシによる斑点米の被害を最小限に抑制させる水田内外での効果的な除草と収穫後の選別工程での斑点米除去にかかる品質管理技術体系をセットにした生産体系の確立

みどりの食料システム戦略緊急対策事業のうち 生分解性マルチ導入促進事業

【令和4年度補正予算額 3,000百万円の内数】

<対策のポイント>

グリーンな栽培体系の転換に向けたバイオマス由来を含む**生分解性マルチ導入の全国展開を加速化**するため、国産バイオマス等を原料とした生分解性マルチの実用化に向けた検討とともに、**製造・流通の課題解決、生分解性マルチの導入促進を行う取組を支援**します。

<政策目標>

- 化学農薬使用量（リスク換算）を50%低減 [令和32年度まで]
- 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現 [令和32年度まで]

<事業の内容>

1. 生分解性マルチ導入促進事業

グリーンな栽培体系の転換に向けたバイオマス由来を含む生分解性マルチ導入の全国展開を加速化するため、以下の取組を支援します。

- ① 国産原料による生分解性マルチ実用化検討
生分解性マルチについて、国内で再生産可能なバイオマス由来原料の利用を促進するため、**マルチ製造メーカーと素材開発メーカー等によるプラットフォームを立ち上げ、新たに輸入原料に頼らない国産バイオマス等を原料とした生分解性マルチの実用化に向けた検討**の取組を支援します。
- ② 生分解性マルチ製造・流通の課題解決
生分解性マルチの受注生産による**製造リスク対応・ロス削減のための対策に関する検証**等の取組を支援します。
- ③ 生分解性マルチの導入促進
生分解性マルチ導入による省力化・温室効果ガス削減効果や生分解性マルチ適応栽培体系等の情報発信等の取組を支援します。

※みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や事業実施主体（民間団体等）が環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合に評価のポイントを加算します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

生分解性マルチの導入促進

- グリーンな栽培体系の転換に向けた生分解性マルチの導入促進
- ・ 生分解性マルチ導入による効果・適応栽培体系等の見える化情報の発信



- 資材供給の体制強化

- 製造・流通の課題解決

- 〔生分解性マルチの資材特性〕
- ・ 生分解性により、保存性に劣る
- ・ 海外原料を使用した受注生産による供給 等

課題解決

- 〔生分解性マルチ導入拡大に向けた対応〕
- ・ 流通～ほ場使用期間の品質保持対策
- ・ 産地との連携による計画的生産対策 等

- 国産原料による生分解性マルチ実用化検討

- 〔国内再生産可能な新素材等の活用〕
- ・ 素材メーカーと製造メーカーのマッチング
- 新素材の活用検討の促進



【お問い合わせ先】

農産局農業環境対策課

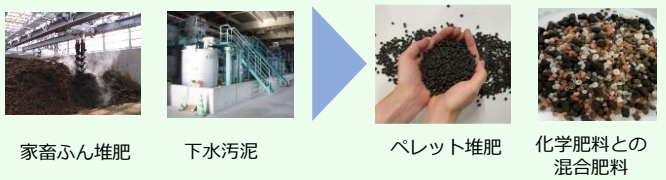
(03-3502-5956)

○ ロシアのウクライナ侵略などにより食料安全保障上のリスクが高まる中、喫緊の課題である生産資材や食品原材料等の物価高騰に対応するため、先々を見据えた力強い対策を講じ、食料品等の危機に強い経済構造に転換していく。

1. 下水汚泥資源・堆肥等の利用拡大によるグリーン化の推進と肥料の国産化・安定供給

- 堆肥や下水汚泥資源等の肥料利用拡大を図るため、畜産農家、肥料メーカー、耕種農家等の連携や施設整備等への新たな支援策の創設。
- 土壌診断・堆肥の活用等による化学肥料の使用量低減や有機農業の拡大など地域ぐるみのモデル地区を創出するとともに、有機農産物の販路拡大・新規需要開拓等を支援。

- ・ **下水汚泥資源の肥料利用の推進**【国土交通省】30億円
(下水汚泥資源の流通経路の確保等に向けたマッチングや施設整備、PR等を支援)
- ・ **ペレット堆肥流通・下水汚泥資源等の肥料利用促進技術の開発・実証**【農林水産省】10億円※
(ペレット化した堆肥の広域流通や下水汚泥資源を原料とする肥料の製造効率化の実証等を支援) ※国土交通省と連携して対応
- ・ **国内肥料資源利用拡大対策**【農林水産省】100億円
(畜産農家、肥料メーカー、耕種農家等の連携による国内資源の利用拡大に向けた取組を支援)



- ・ **みどりの食料システム戦略緊急対策**【農林水産省】30億円
(土壌診断による化学肥料の低減やスマート農業技術の活用などのグリーンな栽培体系への転換等の取組を支援)

等

2. 小麦・大豆・飼料作物の国産化の推進

- 小麦・大豆等の国内生産の拡大や安定供給のための施設整備支援、畑地化を強力に推進するとともに、耕畜連携による国産飼料生産への新たな支援策を創設。

- ・ **国産小麦・大豆供給力強化総合対策**【農林水産省】64億円
(産地と実需が連携した麦・大豆の安定供給に向けた生産性向上等を支援)
- ・ **畑地化促進事業**【農林水産省】250億円
(水田を畑地化した麦・大豆等の定着の支援等)
- ・ **産地生産基盤パワーアップ事業**【農林水産省】306億円の内数
(麦・大豆の増産に必要な施設整備の支援等)
- ・ **飼料自給率向上総合緊急対策**【農林水産省】120億円(所要額)
(耕畜連携の取組等による国産飼料の生産・利用拡大等を支援)
- ・ **米粉の利用拡大支援対策**【農林水産省】140億円
(米粉の商品開発、米粉製粉・製品製造能力強化等を支援)

等



作付けの団地化推進 ラップサイレージ



施設整備・機械導入 青刈りとうもろこし

3. 食品ロス削減対策の強化と食品アクセスが困難な社会的弱者への対応の充実・強化

- 厳しい納品期限等の商慣習の見直しを要請し、食品ロス削減を強化。
- こども食堂等への食品の提供を行うフードバンクや、こども宅食に対する支援や共食の場の提供支援等を実施し、関係省庁と連携して生活困窮者への食品支援を行うとともに、フードバンクを通じてこども食堂等に政府備蓄米を無償交付し、支援を強化。

- ・ **食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策**【農林水産省】3億円
(厳しい納品期限の商慣習の見直し等を促進した上で、フードバンク等への寄付が進むよう、輸配送費等を支援)
- ・ **食育の推進**【農林水産省】5億円
(こども食堂、こども宅食等の食育の取組を支援)
- ・ **子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業(地域子供の未来応援交付金)**【内閣府】20億円
(食事等の提供を行うNPO等に対する支援)

等



地域における共食の場の提供 地域食文化の継承

令和4年度農林水産関係第2次補正予算の概要

総額 8,206億円 (公共:3,191億円) (非公共:5,016億円) うち、物価高騰影響緩和対策:1,127億円
食料安保構造転換対策:1,642億円
TPP等関連対策:2,704億円

1 物価高騰等の影響緩和対策

- 燃料（施設園芸、漁業）、配合飼料（畜産、養殖）の価格高騰に対する補填金の交付 施設園芸等燃料価格高騰対策 85億円 等
- 農林水産業の魅力の情報発信、フードバンクの食品受入れ・提供の拡大、子ども食堂等の共食の場の提供 適正な価格形成への理解醸成と食品アクセスの確保 25億円

2 食料安全保障の強化に向けた構造転換対策

- 肥料原料の備蓄、堆肥の高品質化・ペレット化、国内資源（家畜排せつ物、下水汚泥資源等）の肥料利用拡大に向けた技術開発・実証 肥料の国産化・安定供給確保対策 270億円
- 国産飼料の供給・利用拡大のための畜産農家と耕種農家の連携強化、国産粗飼料の流通体制の構築、飼料生産組織の強化 飼料自給率向上総合緊急対策 (所要額) 120億円
- **グリーンな栽培体系への転換、有機農業の取組拡大、みどりの食料システム法に基づく堆肥等の生産、肥料の利用効率の向上等に繋がる新品種の開発** 生産資材の使用低減対策 40億円
- 米粉の商品開発・普及、米粉の製粉・米粉製品の製造能力強化、米粉専用品種の種子増産 米粉の利用拡大支援対策 140億円
- 食品原材料の切替、原材料使用コストの削減等に伴う新商品の開発・製造、機械・設備の導入 食品事業者における原材料の調達安定化対策 100億円
- 水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援、麦・大豆等の国産シェア拡大のための商品開発・PR、ほ場の団地化、ストックセンターの整備、水田の畑地化・汎用化、畑地の高機能化等の基盤整備 畑作物の本作化対策 1,144億円の内数

3 「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策の実施

- 2030年輸出5兆円目標の実現に向けた海外での販売力の強化、輸出産地・事業者の育成・展開、輸出先国の規制に対応した施設整備 輸出促進対策 426億円
- 収益力強化に計画的に取り組む産地の総合的支援 産地生産基盤パワーアップ事業 306億円
- **環境負荷低減に取り組むモデル地域の創出、有機農産物の販路拡大** みどりの食料システム単独緊急対策事業 30億円
- 水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化、農地の大区画化 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進<公共> 512億円 等
- 畜産物の輸出拡大や飼料増産等の生産基盤強化、経営継承の推進 畜産クラスター事業 (所要額) 555億円
- 資材の削減や自給率の低い作物の生産性向上等に必要なスマート技術の開発・実証・実装、農業支援サービス事業者へのスマート機械の導入 スマート技術の開発・実証・実装 61億円
- 中山間地域等における農用地保全、農業を軸とした仕事づくり、所得確保 中山間地域等対策 15億円
- 野生鳥獣の侵入防止柵整備、ジビエ利用拡大 鳥獣被害防止総合対策 37億円
- 高性能林業機械の導入、路網整備、間伐材生産、再造林、木材加工流通施設の整備、住宅分野における国産木材製品への転換 国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策 499億円の内数
- 高性能漁船の導入、大規模沖合養殖システムの実証等による収益性向上 水産業競争力強化緊急事業 145億円

4 持続可能な成長に向けた農林水産施策の推進

- 麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの導入・定着のための低コスト生産等の技術導入 畑作物産地形成促進事業 300億円
- 生乳需給の改善に向けた生産者の取組支援、乳製品の長期保管 生乳需給改善対策 57億円
- 漁獲変動等に伴う減収の補填 漁業収入安定対策事業 380億円
- 家畜伝染病の発生予防とまん延防止のための飼養衛生管理の向上 家畜伝染病・家畜衛生対策 56億円
- サツマイモ基腐病等の病害抑制と生産拡大の両立、砂糖の需要拡大 持続的畑作生産体系確立緊急支援事業 50億円

5 防災・減災、国土強靱化と災害復旧等の推進

- 農業用ダムの洪水調節機能の強化、防災重点農業用ため池の防災工事、治山施設の整備等による流木・土石流・山腹崩壊の抑制対策、防災・保水機能発揮のための森林整備、漁業地域における岸壁の耐震化、防波堤の耐浪化対策 農業水利施設、ため池等の対策<公共> 817億円 等
- 被災した農地・農業用施設、治山施設、林道施設、漁港施設等の復旧 災害復旧等事業<公共> 521億円

みどりの食料システム戦略（概要）


～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～


Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

 「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

 「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により**化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減**
- **輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減**
- 耕地面積に占める**有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大**
- 2030年までに**食品製造業の労働生産性を最低3割向上**
- 2030年までに食品企業における**持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す**
- **エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大**
- **ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現**

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、

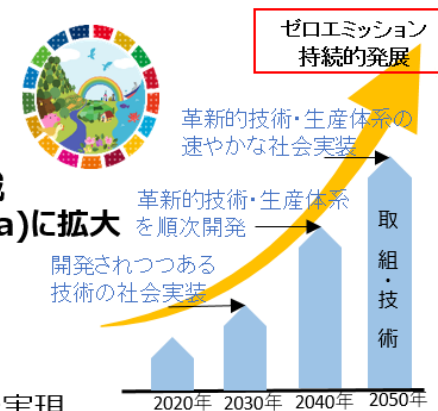
今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



期待される効果

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

みどりの食料システム戦略（具体的な取組）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

調達

1. 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2) 地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発

～期待される取組・技術～

- ▶ 地産地消型エネルギーシステムの構築
- ▶ 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
- ▶ 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
- ▶ 新たなタンパク資源（昆虫等）の利活用拡大等

生産

2. イノベーション等による持続的生産体制の構築

- (1) 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- (2) 機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
- (3) 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- (4) 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理

～期待される取組・技術～

- ▶ スマート技術によるピンポイント農薬散布、病害虫の総合防除の推進、土壌・生育データに基づく施肥管理
- ▶ 農林業機械・漁船の電化等、脱プラ生産資材の開発
- ▶ バイオ炭の農地投入技術
- ▶ エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
- ▶ 海藻類によるCO₂固定化（ブルーカーボン）の推進等

・持続可能な農山漁村の創造
・サプライチェーン全体を貫く基盤技術の確立と連携（人材育成、未来技術投資）
・森林・木材のフル活用によるCO₂吸収と固定の最大化

- ✓ 雇用の増大
- ✓ 地域所得の向上
- ✓ 豊かな食生活の実現

消費

4. 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

- (1) 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2) 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4) 建築の木造化、暮らしの木質化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大

～期待される取組・技術～

- ▶ 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
- ▶ 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
- ▶ 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進等

加工・流通

3. ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

- (1) 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや環境活動の促進
- (2) データ・AIの活用等による加工・流通の合理化・適正化
- (3) 長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化

～期待される取組・技術～

- ▶ 電子タグ（RFID）等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携
- ▶ 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
- ▶ 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列等

みどりの食料システム法※のポイント

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年7月1日施行）

制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

みどりの食料システムに関する基本理念

- 生産者、事業者、消費者等の連携
- 技術の開発・活用
- 円滑な食品流通の確保 等

関係者の役割の明確化

- 国・地方公共団体の責務（施策の策定・実施）
- 生産者・事業者、消費者の努力

国が講ずべき施策

- 関係者の理解の増進
- 技術開発・普及の促進
- 環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進
- 環境負荷低減の取組の見える化 等

基本方針（国）

協議 ↑ ↓ 同意

基本計画（都道府県・市町村）

申請 ↑ ↓ 認定

申請 ↑ ↓ 認定

環境負荷低減に取り組む生産者

生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画

※環境負荷低減：土づくり、化学農薬・化学肥料の使用削減、温室効果ガスの排出量削減 等

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（農業改良資金等の償還期間の延長（10年→12年）等）
- 行政手続のワンストップ化*（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進*

*モデル地区に対する支援措置

- 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等への投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を新規で措置
- 持続農業法の取組も包含（同法は廃止し経過措置により段階的に新制度に移行）

新技術の提供等を行う事業者

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組に関する計画

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（食品流通改善資金の特例）
- 行政手続のワンストップ化（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認）
- 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進（新品種の出願料等の減免）

みどり投資促進税制

- 有機農業や化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む生産者や、環境保全型農業に必要な有機質肥料などの生産資材を広域的に供給する事業者の設備投資を後押しします。

概要

- ・ 都道府県知事の認定を受けた生産者や、国の認定を受けた資材メーカー・食品事業者等が一定の設備等を新たに取得等した場合に、**特別償却（機械等32%、建物等16%）の適用が受けられます。**
- ・ 本税制の適用は、租税特別措置法の規定により、**令和6年3月31日までの間に、認定実施計画に基づき対象設備等**を取得し、**当該事業の用に供した場合**に限られます。

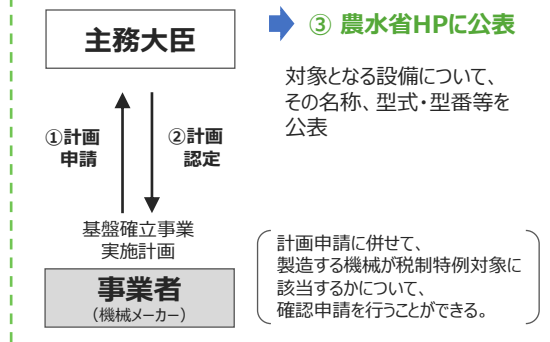
機械等と一体的に整備する建物等も対象になります！

① 生産者向け

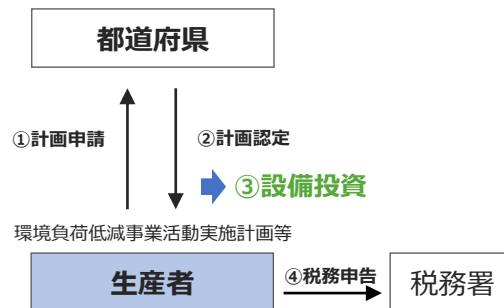
<対象となる設備等の要件>

- 以下について、メーカーが国の確認を受けた設備等であること
 - ・ 化学肥料・化学農薬の使用量を低減させる設備等
 - ・ 化学肥料・化学農薬の使用量を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
- 10年以内に販売されたモデルであること
- 取得価額が100万円以上であること

対象設備の確認スキーム



<手続イメージ>



② 事業者向け

<対象となる設備等の要件>

化学肥料又は化学農薬に代替する生産資材を製造する専門の設備等であること



良質な堆肥を供給する自動攪拌装置

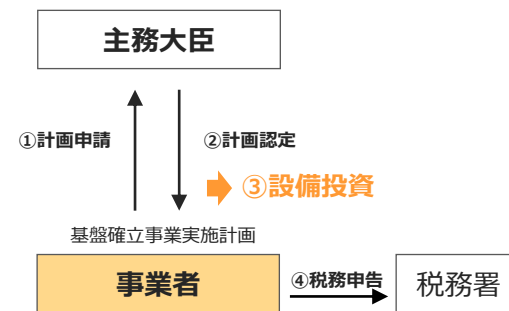


ペレットイザ



バイオコンポスター

<手続イメージ>



「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況

KPI		2030年 目標		2050年 目標
温室効果ガス削減	① 農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化 (燃料燃焼によるCO ₂ 排出量)	1,484万t-CO ₂ (10.6%削減)		0万t-CO ₂ (100%削減)
	② 農林業機械・漁船の電化・水素化等技術の確立	既に実用化されている化石燃料使用量削減に資する 電動草刈機、自動操舵システムの普及率：50%	技術確立 2040年	
		高性能林業機械の電化等に係るTRL TRL 6：使用環境に応じた条件での技術実証 TRL 7：実運転条件下でのプロトタイプ実証		
		小型沿岸漁船による試験操業を実施		
③ 化石燃料を使用しない園芸施設への移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合：50%		化石燃料を使用しない施設への完全移行	
④ 我が国の再エネ導入拡大に歩調を合わせた、 農山漁村における再エネの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な 発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩 調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目 指す。		2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁 業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エ ネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村にお ける再生可能エネルギーの導入を目指す。	
環境保全	⑤ 化学農薬使用量（リスク換算）の低減	リスク換算で10%低減		11,665(リスク換算値) (50%低減)
	⑥ 化学肥料使用量の低減	72万トン(20%低減)		63万トン (30%低減)
	⑦ 耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha		100万ha (25%)
食品産業	⑧ 事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン (50%削減)		
	⑨ 食品製造業の自動化等を進め、労働生産性を向上	6,694千円/人 (30%向上)		
	⑩ 飲食料品卸売業の売上高に占める経費の縮減	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合：10%		
	⑪ 食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達 の実現	100%		
林野	⑫ 林業用苗木のうちエリートツリー等が占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合：30%		90%
水産	⑬ 漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復	444万トン		
	⑭ 二ホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率 養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	13%		
		64%		100%